平成２０年（フ）第８２２号
宮崎市波島１丁目１番８号　第３崎原マンション316号
破産者　川越　奈美
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第８９６号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字栄3477番地18、旧住所埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井223番地10
破産者　早坂　和也
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成22年１月26日午後２時45分
平成21年10月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
埼玉県所沢市三ケ島５丁目1684番地２
破産者　シムラコーポレーション株式会社
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月22日午後３時
平成21年10月28日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第３２９０号
名古屋市中区上前津２丁目14番７号　上前津ハイネス601号、申立時の住所名古屋市南区大磯通４丁目15番地　美谷レジデンス108号
破産者　八木　　誠
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成22年２月９日午前10時10分
平成21年10月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３６号
神奈川県鎌倉市腰越５－５－４、住民票上の住所神奈川県鎌倉市津1040番地80
破産者　倉石喜久子
1　破産債権の届出期間　平成21年12月１日まで
2　一般調査期日　平成22年１月21日午後２時40分
平成21年10月29日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７号
静岡県浜松市中区富塚町770番地の23
破産者　吉田　正信
1　破産債権の届出期間　平成21年12月４日まで
2　一般調査期日　平成21年12月22日午後２時30分
平成21年10月30日
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７７０９号
大阪市城東区鴫野西１丁目12番８号
破産者　株式会社今井ベビー
1　破産債権の届出期間　平成21年12月４日まで
2　一般調査期日　平成22年１月12日午後３時
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８５号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目８番地16第１村田ロイヤルハイツ102
破産者　佐々木明弘
1　破産債権の届出期間　平成21年12月８日まで
2　一般調査期日　平成22年１月26日午前11時20分
平成21年10月27日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２５７号
大阪府堺市中区大野芝町161番地36、開始決定時の住所大阪市東住吉区西今川３丁目28番９号
破産者　おしゃれの店ヨゴこと　余語　勇男
1　破産債権の届出期間　平成21年12月10日まで
2　一般調査期日　平成22年１月12日午後３時30分
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０７０号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目５―28、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区中道１丁目12番22号
破産者　株式会社二上鉄工所
1　破産債権の届出期間　平成21年12月10日まで
2　一般調査期日　平成22年１月26日午後１時30分
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第４５号
宮崎県日南市大字酒谷乙2662番地
破産者　久保畑祐治
1　破産債権の届出期間　平成21年12月14日まで
2　一般調査期間　平成22年１月13日から平成22年１月20日まで
平成21年10月30日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第２６９号
大分市大道町５丁目４番60号　チサンマンション大分駅南701
破産者　立川　美穂
特別調査期間　平成21年11月13日から平成21年11月26日まで
平成21年10月30日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

債権者集会招集

平成１６年（フ）第６２号
宮崎市小松台西１丁目５番地５、宣告時の住所宮崎県都城市早鈴町25街区１号
破産者　金本　宇賜
1　期日　平成21年12月18日午前11時30分
2　会議の目的　破産廃止に関する意見聴取、異議なきときは併せて破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年10月28日　　宮崎地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８４７号
和歌山市岩橋905番地
破産者　株式会社アウテリア栄
1　期日　平成21年11月30日午後２時25分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３４号
石川県羽咋市粟生町ユ89番地７
破産者　川嶋　　聡
異議申述期間　平成21年12月14日まで
平成21年10月30日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第６２４号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3018番地５
破産者　仲光　祐司
異議申述期間　平成21年12月18日まで
平成21年10月29日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５６号
熊本市京町２丁目12番45―605号
破産者　井上　　勲
異議申述期間　平成21年12月18日まで
平成21年10月29日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第２２５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草3189番地
破産者　有限会社坂本産業
異議申述期間　平成22年１月４日まで
平成21年10月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０９９号
東京都千代田区一ツ橋１丁目２番２号
清算株式会社　ジーシー千代田株式会社
代表清算人　原田　久也
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部